

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成29年10月31日

国土交通省自動車局貨物課長 殿

照会者名 行政書士 鈴木 隆広
住 所 神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条
貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

現在、一般貨物自動車運送事業の許可取得事業者が、運送事業を行っております。小型貨物のバン型貨物自動車（事業用自動車）を、事業の用としてではなく、会議に出席するために普段は社用の自動車（自家用自動車）で他の営業所に出かけるが、たまたま社用の自動車に空きが無く、空いていた事業用自動車を、会議に出席するためのみに使用し、営業所間を往復する場合、点呼を行った記録及び乗務等の記録をする必要はあるでしょうか。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

（1）見解

貨物自動車運送事業法第3条に基づき、第2条で定義する一般貨物自動車運送事業を営む際に許可が必要なことは承知しております

が、その許可がある上で、当該事業者が使用者として自動車検査証に載っている事業用自動車を、自家用使用することに対しての制限はないと考えます。

(2) 根拠

そのような制限をする法令が存在しないため。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望します。

5. 連絡先

神奈川県横浜市都筑区池辺町3620

電話 045-932-3722

FAX 045-934-8851